



発行
東京都

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（同）…二

公告

- 開発行為に関する工事完了……………
- …（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…三
- 東京都職員共済組合組合会の招集……………
- …（東京都職員共済組合）…三

雑報

告示

- 東京都告示第千九十六号
- 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

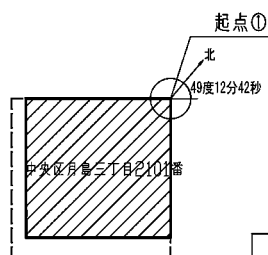
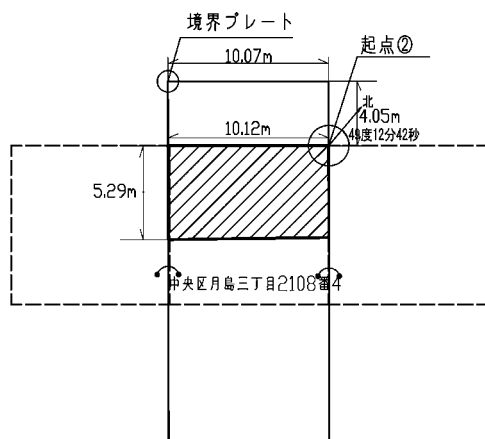
令和四年七月二十五日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（中央区月島三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- :単位区画
- :筆境界線
- :調査対象範囲
- ▨ :影響変更時要届出区域

【起点】

起点① 中央区月島三丁目2101番の最北端とする。

起点② 中央区月島三丁目2108番4の北西端の境界プレートより、筆境界に沿って北東側に10.07m、南東側に4.05m移動した地点とする。

【格子の回転角度】

起点① 49度12分42秒

起点② 49度12分42秒

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千九十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和四年東京都告示第四十一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年七月二十五日

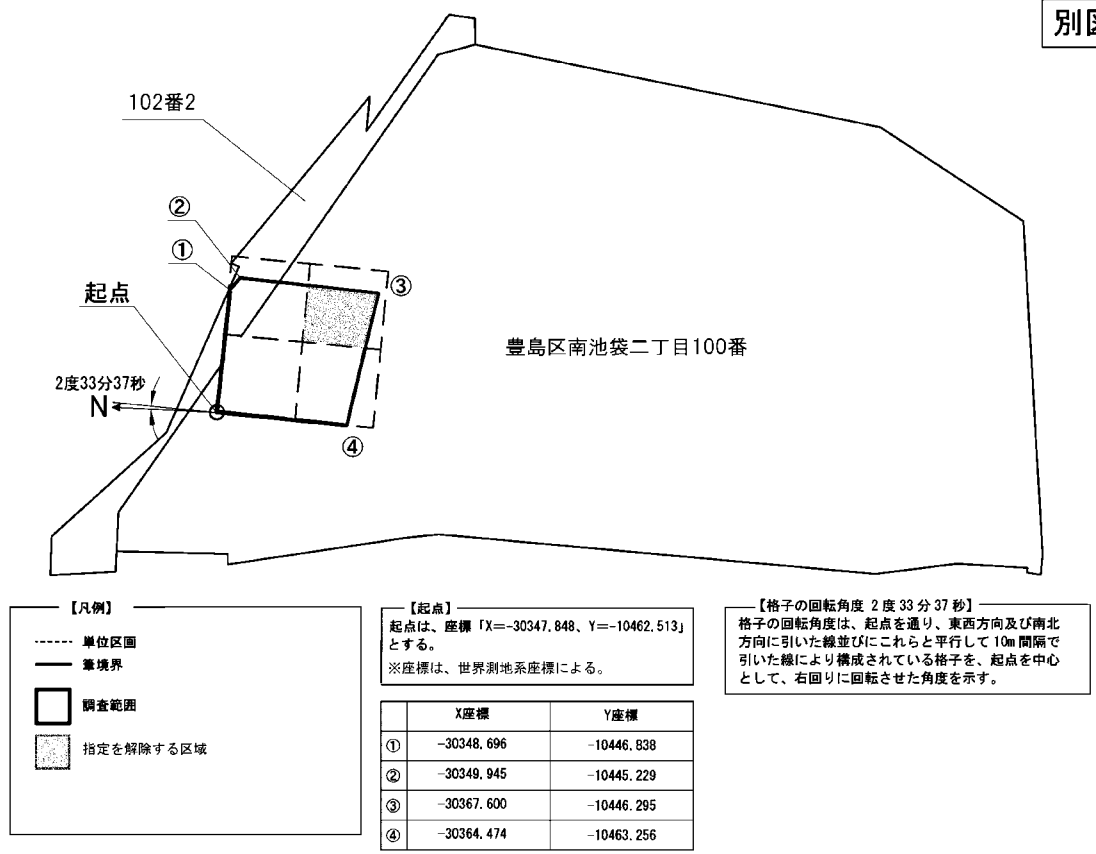
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（豊島区南池袋二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年七月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

狛江市和泉本町四丁目二百一十二番七

武蔵野市吉祥寺北町一丁目二十九番一号

兼六土地建物株式会社

代表取締役 鍵市 佳克

雑 報

東京都職員共済組合組合会の招集について

令和四年度第二回東京都職員共済組合組合会を次のとおり招集する。

令和四年七月二十五日

東京都職員共済組合

理事長 黒 沼 靖

- 一 日時 令和四年八月一日 午前十一時三十分
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎北塔三十七階 職員共済組合大会議室
- 三 議事 議案 監事の補欠選挙について

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

